

共済

NEWS

公告広報

No.191

公 告

令和3年三職共公告第1号

令和3年度における任意継続掛金の算定の標準となる平均標準報酬月額について

地方公務員等共済組合法施行令第46条の2第2号の規定による平均標準報酬月額は、次のとおりであるのでこれを公告する。

記

380,000円

令和3年1月5日
三重県市町村職員共済組合
理事長 加藤 隆

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808
発行人	坂口裕司
電話	(059)-253-2701